

## 福山市地域まちづくり推進事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、住民主体の地域づくりに向けて、市民と市の協働によるまちづくりを推進するため、学区(町・地区)まちづくり推進委員会(以下「委員会」という。)及び委員会が行う事業(以下「地域まちづくり推進事業」という。)に要する経費に対する補助金の交付について、福山市補助金交付規則(昭和41年規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (委員会)

第2条 委員会は、地域を代表する各種団体、地域の機関及び地域住民の代表者で組織された団体で、協働のまちづくりを推進するに際し、市長が適当であると認めるものとする。

2 委員会は、1小学校区につき、1委員会とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合はこの限りではない。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次に掲げる委員会の自主的・主体的な地域活動事業とする。

- (1) 地域課題に取り組む事業
- (2) 地域の活性化に向けた事業
- (3) コミュニティの育成に取り組む事業
- (4) 地域の環境づくり並びに健康づくりに取り組む事業
- (5) 地域まちづくり計画に基づく事業
- (6) その他特に市長が必要と認める事業

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、各年度1委員会に対し、予算の範囲内で別表に掲げる額の合計金額を限度として、市長が認める額とする。

### (補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書兼補助金交付申請理由書
- (2) 収支予算書

- (3) 委員会の規約
  - (4) 委員会の役員名簿
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助金交付申請書の提出期限は、別に市長が定める。

(事業計画の変更)

第6条 規則第10条第1項の規定により事業計画変更承認申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書
  - (2) 変更収支予算書
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 規則第10条第1項第1号に規定する軽微な変更は次のとおりとする。
- (1) 補助対象事業の対象期間内における事業の開催時期の変更
  - (2) 事業実施場所及び対象者の変更
  - (3) 補助金の額に変更を生じない補助対象事業の支出額の変更
  - (4) その他市長が適当と認める変更

(事業報告書の提出)

第7条 規則第11条の規定により事業報告書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業内容報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第8条 市長は、毎年度6月に交付決定額の全部を前金払いにより交付するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、交付月を変更することができる。

- 2 委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。
- 3 委員会は、第1項ただし書きの規定により交付を受けようとするときは、第5条第1項に規定する書類に、別に定める資金計画書を添えて市長に提出しなければならない。なお、第6条第1項の場合においても同様とする。

(帳簿の備付け)

第9条 委員会は、規則第17条に定めるもののほか、次に掲げる書類を備付けなければならない。

- (1) 委員会の補助対象事業に係る会議の記録
- (2) 補助対象事業により取得した備品を記載した備品台帳
- (3) その他市長が必要と認める書類

(書類の様式)

第10条 この要綱に規定する書類は、市長が別に定める様式による。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表 (第4条関係)

区分	補助金の上限額
均等割額	1委員会当たり885,000円とする。
世帯割額	266円に学区(町・地区)の世帯数(申請の前々年度3月31日現在)を乗じて得た金額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた金額とする。

附 則

この要綱は、2006年(平成18年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年(平成21年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2013年(平成25年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2025年(令和7年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2026年(令和8年)4月1日から施行する。